

錦江町農業委員会 11月総会議事録

○ 開催日時 平成30年11月22日(木) 午後3時00分から

○ 開催場所 錦江町役場 会議室

○ 出席委員 (農業委員15人、農地利用最適化推進委員9人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一麿
委員	3番	鍋 康博
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	安水 純一
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内菌 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子

農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	安水 峯晴
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

○欠席委員

委員	15番	平原 榮
----	-----	------

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越 正治

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第27号 農地法第5条許可申請について

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利
用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第29号 錦江農業振興地域整備計画の変更について

議 長	<p>只今より平成30年11月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は平原委員が欠席ですが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に6番 坂元委員と7番 寺田委員を指名いたしますので、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>「会務報告と説明」</p>
議 長	<p>只今の会務報告について、質問等はありませんか。</p>
全委員	<p>(発言なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第27号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第27号について説明いたします。</p> <p>受付番号4号は、農家住宅建設のための申請となっています。</p> <p>申請者は、T・Hさん、K自治会在住の方と、T・Hさん、N自治会在住の方との連名による申請となっています。</p> <p>申請地は、城元字天神ノ下501番1、地目は田、地積は736㎡となっています。</p> <p>4頁から8頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、14番 本釜委員です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を14番 本釜委員お願いします。
14番 本釜委員	はい。報告いたします。 受付番号4号のT・Hさんは、T・Tさんの息子さんになります。今回の5条申請は親子間の贈与による所有権移転と転用の許可申請です。この農地は役場から300メートル以内にある農地で、錦江町の定める都市計画用途指定区域内にある農地で、第3種農地に該当するため問題はありません。また、隣接する農地については、2.7メートルの緩衝地を設けるため支障はありません。11月15日に、事務局と鳥越委員と私の4名で現地調査に行ってきました。場所は5頁にありますように、ホテルTさんとNさんの間を50メートルぐらい入った左側になります。何ら問題は無いと考えますので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第27号を採決します。 お諮りします。 議案第27号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第27号については原案のとおり決定しました。
議 長	次に、議案第28号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 お諮りします。 会議資料のとおり、今回は37筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、事務局説明と調査員の報告は継続の案件を省略し、新規のみの案件だけとして、

	その都度議決したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第28号のうち、受付番号266号から283号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第28号のうち、受付番号266号から83号までについて説明します。</p> <p>先ず、受付番号266号から277号までは、継続の案件ですのでお目通しく下さい。</p> <p>次の受付番号273号から276号の貸し人はU・Tさん、K市自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、273号が神川字北鶴2685番1、地目は田、地積は90㎡、274号が神川字北鶴2685番2、地目は田、地積は102㎡、275号が神川字北鶴2685番3、地目は田、地積は179㎡、276号が神川字北鶴2685番4、地目は田、地積は144㎡で、4筆の合計は515㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成30年11月25日から平成35年12月14日までで、小作料金は全部で米2俵となっています。</p> <p>受付番号273号から276号の借り人は、K・Kさん、K自治会在住の方です。</p> <p>K・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、自作地10,436㎡、小作地4,682㎡で、水稻を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター3台、軽トラック2台、コンバイン、乾燥機、トラック各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、5番 徳永委員です。</p> <p>次の受付番号277号から281号までは継続の案件ですのでお目通しく下さい。</p> <p>次の282号の貸し人はT・Kさん、Y県在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字宮下1815番、地目は田、地積は793㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成30年12月1日から平成35年12月14日までで、小作料金は23,000円となっています。</p> <p>次の283号の貸し人はM・Tさん、M町在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字宮下1816番、地目は田、地積は333㎡となっています。</p>

	<p>貸付期間は平成30年12月1日から平成35年12月14日までで、小作料金は10,000円となっています。</p> <p>受付番号282号、283号の借り人は、(株)T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。</p> <p>(株)T・Fさんの経営状況は、構成員2名、雇用が23名で5,700日、自作地1,485㎡、小作地220,996㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター7台、トラック12台、乗用防除機2台、管理機3台となっています。</p> <p>受付番号282号、283号の担当調査員は、7番 寺田委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号273号から276号までについて、5番 徳永委員お願いいたします。</p>
5 番 徳永委員	<p>はい。報告します。273から7号まで4筆に分かれています。実際は1枚の田んぼです。この貸地の田んぼの隣がですね。K・Kさんの名義の田んぼですので、隣り合わせであるということで紹介したところです。この田んぼの経緯ですが、前借りていた方が体調を壊しまして、昨日亡くなりましたけれども、解約の申し出があったものですから、合意解約の上でKさんと新しく契約を結んだという経緯の田んぼです。先ほども申したとおり、隣の田んぼはK・Kさん名義の田んぼと一緒に耕作できるため、何ら問題は無いと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号282号、283号について、7番 寺田委員お願いいたします。</p>
7 番 寺田委員	<p>はい。報告申し上げます。</p> <p>皆さんご存知のとおりT・Fさんでございまして、非の打ちどころのない経営をされておりまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第28号のうち受付番号266号から283号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第28号のうち受付番号266号から283号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第28号のうち受付番号266号から283号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第28号のうち、受付番号284号から309号までについてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第28号のうち、受付番号284号から309号までについて説明をいたします。</p> <p>先ず、受付番号284号から292号までは、継続の案件ですのでお目通しください。</p> <p>次の受付番号293号の貸し人はY・Gさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、城元字大田中1143番1、地目は田、地積は1,496㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成30年11月23日から平成35年12月14日までで、小作料金は45,000円となっています。</p> <p>次の受付番号294号の貸し人はA・Kさん、A自治会在住の方です。</p> <p>申請地は城元字村ノ後3499番、地目は畑、地積は1,152㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成30年11月23日から平成35年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>受付番号293号、294号の借り人は、O・Kさん、Z自治会在住の方です。</p> <p>O・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、現在、自作地、小作地はありませんが、認定新規就農の申請予定者で、これから野菜を主体とした経営を</p>

	<p>される予定となっています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械は貸借の予定です。</p> <p>受付番号293号、294号までの担当調査員は、14番 本釜委員です。</p> <p>次の受付番号295号から309号までは、継続の案件ですのでお目通しください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>受付番号293号、294号について、14番 本釜委員お願いいたします。</p>
14番 本釜委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>受付番号293、294の借り人のO・Kさんは、A・Hさんの娘さんのお婿さんになる方です。認定新規就農者予定ということで、これから高菜を作られるということです。若いこれからの方です。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま担当調査員から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、受付番号284号から309号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第28号のうち、受付番号284号から309号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第28号のうち、受付番号284号から309号までについては、原案のとおり決定しました。</p>

議 長	<p>ここで○番 ○委員、○番 ○委員、○番 ○委員の退出を求めます。 「○委員、○委員、○委員退出」</p>
議 長	<p>次に議案第28号のうち、受付番号310号から313号までについてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第28号のうち、受付番号310号から313号までについて説明いたします。 先ず、受付番号310号の貸し人はM・Mさん、N県在住の方です。 申請地は、田代麓字中村上原5547番1、地目は畑、地積は1,163㎡となっています。 貸付期間は平成30年12月1日から平成35年12月14日までで、小作料金は水利用代となっています。 借り人は、N・Hさん、H自治会在住の方です。 N・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地7,729㎡、小作地27,271㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。 農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、管理機各1台となっています。 この件の担当調査員は、3番 鍋委員です。 次の受付番号311号から313号までについては継続の案件ですので、お目通しください。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いします。 受付番号310号について、3番 鍋委員をお願いいたします。</p>
3 番 鍋 委員	<p>310号について説明します。中村上原の場所は度々出てきますけれども、田代中学校があります所の隣接地が、肝属南部で開発されて出来ました団地がありまして、今回の場所もそこの中に入っております。この案件は新規となっていますが、実は10年以上も前から相対という形でNさんが耕作をされておりました。今回、相続されたMさんから正式な形の手続きの要望があったということで、今回出てきたものです。借り手のNさんをご承知のとおりN委員のNさんです。農地の利用状況、意欲、能力など、錦江町の定める要件等、クリアされていると認められますし、また、認定農業者でもありますので、何ら問題は無いと思います。よろしくお</p>

	願いたします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま担当調査員から説明がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第28号のうち、受付番号310号から313号までについてを採決します。 お諮りします。 議案第28号のうち、受付番号310号から313号までについてについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第28号のうち、受付番号310号から313号までについてについては、原案のとおり決定しました。
議 長	ここで○番 ○委員、○番 ○委員、○番 ○委員の入室を求めます。 「○委員、○委員、○委員入室」
議 長	次に、議案第29号 錦江農業振興地域整備計画の変更(除外・編入)についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第29号について説明します。 先ず1件目の申請者はA・Hさん、A自治会在住の方です。 申請地は城元字村ノ後3506番3、地目は畑、地籍は1,704㎡となっています。 この申請は、太陽光発電施設建設のため農用地区域からの除外申請となっています。 この件の担当調査員は、4番 鳥越委員です。 次の申請者はT・Mさん、S自治会在住の方です。 申請地は、神川字東大久保4053番9、地目は原野、地籍は3,032㎡と、

	<p>神川字東大久保4053番22、地目は原野、地籍は2,765㎡の2筆となっています。</p> <p>この申請も、太陽光発電施設建設のため農用地区域からの除外申請となっています。</p> <p>次の申請者はU・Sさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字西道原一4040番1、地目は畑、地籍は4,973㎡となっています。</p> <p>この申請は、農地移動適正化あっせん事業を利用して売買をしたいため、農用地区域への編入申請となっています。</p> <p>次の申請者はH・Yさん、O府在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字西道原一4039番1、地目は畑、地籍は3,728㎡となっています。</p> <p>この申請も、農地移動適正化あっせん事業を利用して売買をしたいため、農用地区域への編入申請となっています。</p> <p>T・Mさん、U・Sさん、H・Yさんの申請の件の担当調査員は、水流推進委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、A・Hさんの申請の件について、4番 鳥越委員お願いします。</p>
<p>4 番 鳥越委員</p>	<p>はい。報告いたします。この間、15日に本釜委員と自分、事務局4名で現地を調査してきました。これは場所的には、田代線より運動公園に向かう途中の入船運送の車庫の手前です。これは3枚ある一番下の段ですけれども、もうこれ1枚、竹藪になっていて、ナタか何か持って行かないと、1m中にも入れないような状況で、利用状況調査でもB判定されたところですが、もう本人も農業をする意欲も無いし、本人はY組さんに勤められていて、将来、農業をすることも無いだろうということで、もう許可しないでしょうが無いのかというふうに思います。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、T・Mさん、U・Sさん、H・Yさんの申請の件について、水流推進委員お願いします。</p>
<p>水 流 推進委員</p>	<p>この件につきまして、11月15日に事務局2名と徳永委員の4名で現地調査を実施しました。</p> <p>先ず、T・Mさんの申請の件ですが、場所はS自治会を通り過ぎてK市側へ降りる町道の近くになります。</p>

	<p>申請地は、以前は畑として利用されていましたが、現在は地籍調査で台帳、現況とも原野となっています。</p> <p>25頁を見て頂きたいと思いますが、申請目的は太陽光発電設備の設置ということですが、現地は南側に向かって谷になっており、申請地の下は山林となっております。</p> <p>太陽光発電設備を設置しても周辺の農地に影響はないと思われ、また、台帳、現況ともに原野となっていますので、除外も止むを得ないものと判断しました。</p> <p>次の編入の件ですが、U・Sさん、H・Yさんの申請の件ですが、場所はS自治会の手前の農地で、道路脇で1等地ではないかと思います。この2筆は隣り合わせにありまして、農地利用適正化あっせん事業を利用して売買を希望されていて、U・Sさん申請の4040番1の農地の隣まで農振農用地となっており、これと繋がるということで編入しても何ら問題は無いと判断したところです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま各担当調査員から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第29号のうちA・Hさん申請の件を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第29号のうちA・Hさん申請の件については、「止むを得ないと判断する」という意見にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第29号のうちA・Hさん申請の件については、「止むを得ないと判断する」という意見とすることに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第29号のうちT・Mさん申請の件を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第29号のうちT・Mさん申請の件については、「止むを得ないと判断する」という意見にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第29号のうちT・Mさん申請の件については、「止むを得ないと判断する」という意見とすることに決定しました。
議長	次に、議案第29号のうちU・Sさん、H・Yさん、申請の件を採決します。 お諮りします。 議案第29号のうちU・Sさん、H・Yさん、申請の件については、「適当であると認める」という意見にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第29号のうちU・Sさん、H・Yさんの申請の件については、「適当であると認める」という意見とすることに決定しました。
議長	以上で、平成30年11月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

6 番

7 番

議事録調整者 窪 和人